

平成 29 年 7 月

三重県健康福祉部医療対策局

災害拠点病院の指定について

1 災害拠点病院の指定手続きについて

国が示す災害拠点病院の指定要件（厚生労働省医政局長通知「平成 24 年 3 月 21 日付 医政発 0321 第 2 号」）を満たしている（又は満たす見込みである）病院について、「災害拠点病院の指定の申請があった場合」、下記の考え方に基づき、医療審議会（災害医療対策部会）での審議を経て指定するものとします。

なお、平成 24 年度以降は「（1）従来の考え方」により指定を行ってきましたが、今回、「（2）追加する考え方」を追加することとします。

記

（1）従来の考え方

- 指定要件を基に、各地域における災害リスクや災害拠点病院の機能（医療資機材、患者受入キャパシティー、スタッフ数等）、相互の受援体制（災害拠点病院間、災害拠点病院と一般病院間、災害拠点病院と行政間等）などを勘案し、体制整備を進めて来ました。

（2）追加する考え方

「（1）従来の考え方」では、災害対応が不十分であると考えられるため以下の考え方を追加します。

- 各圏域に 1 病院以上の指定を行います。
- 津波や液状化等の被害想定により、災害拠点病院の指定を受けている病院における、急性期対応が困難となる地域においては、その役割を代替することが可能な病院について指定を行います。
- 中規模病院しかない地域においては、複数の病院を指定し、互いに補完し合える体制を築きます。

【参考：対応が必要となる圏域】

- 桑名 : 地域には、中規模病院の三重北医療センターいなべ総合病院の 1 箇所しか指定を受けていません。
- 津 : 三重大学医学部附属病院の代替病院が必要となります。
- 伊勢志摩 : 伊勢赤十字病院の代替病院が必要となります。
- 紀南 : 災害拠点病院が指定されていません。

※9 圏域とは、桑名・四日市・鈴鹿・津・伊賀・松阪・伊勢志摩・紀北・紀南を言います。